

令和8年7月3日

プラスチック一括収集の方策等に関するヒアリングの結果について

大阪市は、プラスチックの資源循環に向け、プラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の一括収集及びリサイクルを実施しており、今後のプラスチック類の収集及びリサイクルの参考とするため、リサイクルの担い手となる民間事業者に対してヒアリングを実施しましたので、その結果を公表します。

1 経緯

実施要領の公表 令和8年5月18日（月）

ヒアリングの実施 令和8年6月8日（月）から19日（金）まで

2 事業概要

プラスチックの資源循環を推進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括収集し、収集したものをプラスチック資源循環法第32条によるリサイクルルート（注1）と同法第33条により市が独自で再商品化事業者を選定し、国の認定を受けて資源化を行う手法（以下「認定ルート」という。）（注2）を活用して資源化を行っています。

認定ルートを活用した再商品化事業について、令和10年4月1日から令和13年3月31日までの次期計画の検討を進めるにあたって、プラスチック一括収集の事業手法や再商品化計画の事業スケジュール等の詳細設計に役立てるため、ヒアリングを実施したものです。

（注1）国の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う手法

（注2）市が再商品化事業者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行う手法

3 結果概要

（1）実施日程 令和8年6月8日（月）から19日（金）まで

（2）事業者数 全3社

（3）ヒアリング結果 別表のとおり

（4）結果の概要

ヒアリングの結果から、民間事業者と連携し、認定ルートを活用したプラスチックの再商品化が可能であることが確認できました。

4 今後の予定

今後、ヒアリング結果を参考に事業手法や事業者募集等の検討を進めてまいります。

5 問い合わせ先

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課 担当：加藤・木邨

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス 13 階

電話：06-6630-3259 メール：ja0083@city.osaka.lg.jp

別表

ヒアリング項目	ヒアリング結果(主な意見)
再商品化工程及び再商品化手法	・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」に記載されている品質基準を満たす材料リサイクルが可能である。
再商品化に要する費用や積算の考え方	・認定ルートは最長3年契約となることから、契約後の光熱水費や人件費の高騰などのリスクがあり、契約単価を低く見積もると採算性の確保が難しい。
受入可能条件（受入対象及び基準、処理能力、荷姿、搬入条件等）	・中継施設から搬出する際の荷姿については、ペール化しなくても対応が可能である。 また、収集物を再商品化施設まで、直接搬入が可能な場合もある。 ・リチウムイオン電池や再商品化を著しく阻害する恐れのあるものを混入しないのであれば受入可能である。
受入可能となる時期	・すぐにでも受け入れ可能である。 ・認定再商品化計画の開始時期に合わせて、受け入れすることが可能である。
再商品化事業の継続性に関する意見等	・契約単価を低く見積もり採算性の確保が難しくなると、再商品化事業を継続できない可能性もある。
施設が故障した場合の受入対応	・保管するスペースの確保や再商品化施設と別に、一時的にプラスチック資源を受け入れることができる。
再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に向けた取組	・収集から再商品化まで、市域内で資源循環を完結することで、輸送に伴うCO ₂ が削減できる。 ・太陽光発電設備を活用して、CO ₂ の削減に取り組む。
その他	・中継施設にてペール化することができれば、運搬効率がよくなる。